

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年7月26日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、8月2日までとなっています。

■ 1 今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

(1) 観光業、飲食業に携わる新型コロナワクチン未接種の従業員に対し、週に1度のラピッドテストと1度のセルフテストを義務付ける。

(2) 7月24日より、フェリー、観光船、レジャー船、ヨット等船舶でのパーティー開催を禁止する。

■ 2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210726\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210726_kokunai.pdf)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)